



平成 22 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号 5 9 3 6 東・大第 1 部)
問合せ先 常務執行役員経営企画統括部長
丸山 明雄
(TEL. 06-4705-2125)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このたびは、お客さま、株主ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、このような命令を受けたことを厳粛に受け止め、法令、企業倫理遵守をさらに強化し、再発防止を図るとともに、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

重量シャッター等各種シャッターの販売価格引上げ、及び、近畿地区における物件の受注について、独占禁止法第 3 条に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認し、以後同様の違反行為が行われないよう必要な措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の金額 : 6 億 8032 万円
納 付 期 限 : 平成 22 年 9 月 10 日

3. 今後の対応

排除措置命令の内容は、当社の理解及び解釈と大きく隔たる部分があり、慎重に検討したうえで対応してまいります。

4. 業績に与える影響

上記課徴金納付額の業績に与える影響につきましては、今後の対応を慎重に検討した上で発表させていただきます。

以 上